

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成22年10月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 報告事項
- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
 - 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
 - 報第 4号 農地潰廃通報について
 - 報第 5号 作付変更届について
 - 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 32名

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 齊藤 信一 委員 | 2番 小林 六一 委員 |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員 | 6番 金子 良助 委員 |
| 7番 鶴巻 純一 委員 | 8番 刈屋 一夫 委員 |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員 | 16番 大竹 一雄 委員 |
| 17番 野水 敏秋 委員 | 18番 高山 博 委員 |
| 19番 安達 宰 委員 | 20番 森山 昭 委員 |
| 21番 西 光明 委員 | 23番 大竹 正信 委員 |
| 24番 小師 勉 委員 | 25番 五十嵐 俊雄 委員 |
| 26番 鶴巻 俊樹 委員 | 27番 佐藤 宗司 委員 |
| 28番 安達 英作 委員 | 29番 村山 佐喜雄 委員 |
| 30番 佐々木 包茂 委員 | 31番 長谷川 清一 委員 |

32番 横山 敏夫 委員 33番 熊倉 睦 委員
34番 神子島 巖 委員 35番 佐藤 裕雄 委員

欠席委員 2名

15番 金子 純一 委員 22番 野崎 文夫 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 平岡 勝司
事務局 次長 石崎 亮
経営基盤係副参事 麦倉 政勝
農地係 主任 佐藤 信幸

午前9時30分 開会及び開議

議長（大桃会長）

それでは、時間になりましたので、10月の定例総会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在委員34名、欠員1名、出席32名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。3番、村井委員、33番、熊倉委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、5ページにありますように、新規設定が6件、5万6,234.51㎡、再設定が6件、5万8,568.24㎡、合計では12件、11万4,802.75㎡であります。

ほかに、先月総会で承認議決した1件について、賃借料誤りのため取り消し申請が1件ございました。

1ページ、議案中の61番は、井栗ほかの農地41筆、2万6,531㎡を再設定により6年利用権設定したいものについて、先月承認議決いたしました。その後、賃借料の誤りがわかったために、今月に取り消し申請して、再度新しい賃借料で申請されるものであります。

2ページの65番は、笹巻の農地5筆、6,418㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

66番は、北五百川の農地1筆、1,960㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

67番は、鬼木の農地2筆、6,336㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

68番は、鬼木の農地5筆、1万741㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

69番は、鬼木の農地14筆、8,513.51㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

70番は、塚野目5丁目ほかの農地17筆、2万2,266㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

3ページ、71番は、尾崎ほかの農地8筆、1万1,529㎡を再設定により1年間利用権設定するものであります。

72番は、大宮新田ほかの農地8筆、6,815㎡を再設定により1年間利用権設定するものであります。

73番は、如法寺の農地5筆、9,141㎡を再設定により6年間利用権設定するものであります。

74番は、井栗ほかの農地41筆、2万6,531㎡を再設定により6年間利用権設定するものであります。

4ページ、75番は、上保内の農地13筆、1,544.24㎡を再設定により10年間利用権設定するものであります。

5ページ、76番は、金子新田の農地2筆、3,008㎡を再設定により10年間利用権設定するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告を願います。

第1調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告申し上げます。

第1調査部会では、10月25日午後4時から厚生福社会館第1集会室におきまして、部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後5時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定6件、再設定6件、合計件数12件、面積にして11万4,802.75㎡のほか、取り消し申請1件があり、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、8ページに記載してありますように11件の申請で、合計5万7,852㎡となっております。

それでは、戻りまして6ページの38番から順にご説明申し上げます。

議案中の38番は、大宮新田地内の農地1筆、1,147㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約650万円でございます。

39番は、代官島地内の農地1筆、1,546㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約33万円でございます。

40番は、鹿峠地内の農地5筆、7,729㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約51万7,000円でございます。

41番は、下大浦地内の農地2筆、2,025㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約500万円でございます。

4 2 番は、泉新田地内の農地 3 筆、1,436 m²を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10 a 当たり約 100 万円でございます。

4 3 番と 4 4 番は、相互の交換であります。西本成寺地内の農地 2 筆と 1 筆、各 980 m²を耕作の便を図るため、相互に交換したいものであります。

4 5 番は、鶴田地内の農地 1 筆、2,023 m²を経営の若返りを図るため、子に贈与するものであります。

7 ページの 4 6 番は、金子新田地内の農地 1 筆、1,752 m²を経営の若返りを図るため、子ほかに贈与するものであります。

4 7 番は、鬼木ほか地内の農地 15 筆、2万4,811 m²を世帯内後継者に経営の若返りを図るため、10 年間の特定使用貸借を設定するものであります。

4 8 番は、吉田地内の農地 18 筆、1万3,423 m²を世帯内後継者に経営の若返りを図るため、20 年間の使用貸借を設定するものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第 1 調査部会長（28 番安達英作委員）

議第 2 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』は、売買によるもの 5 件、交換によるもの 2 件、贈与によるもの 2 件、特定使用貸借によるもの 1 件、使用貸借によるもの 1 件、合計件数 11 件、面積にして 5万7,852 m²で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 2 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、9ページに記載してありますように2件の申請で、合計593㎡であります。

議案中の13番は、荒町2丁目地内の農地1筆、560㎡を生活の安定を図るため、22台の貸し駐車場に利用したいものです。場所につきましては、パチンコN1三条店駐車場の隣地で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

14番は、荻堀地内の農地1筆、33㎡を既存宅地と一体利用し、車寄せに利用したいものです。場所につきましては、下田サービスセンターから西側へ入ったところで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして593㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、11ページに記載してありますように4件の申請で、合計1,582㎡となっております。

それでは、戻りまして10ページの74番から順にご説明申し上げます。

議案中の74番は、北入蔵1丁目地内の農地1筆、568㎡を売買により取得し、既存宅地と一体利用し、14台の駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万300円でございます。場所につきましては、ハローワーク三条の北側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

11ページの75番は、福島新田地内の農地1筆、232㎡を売買により取得し、住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,900円でございます。場所につきましては、浦新田の集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

76番は、荻堀地内の農地1筆、519㎡を売買により取得し、住宅1棟、4台の駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5,200円でございます。場所につきましては、下田サービスセンターの南側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

77番は、帯織地内の農地2筆、263㎡を使用貸借設定により取得し、住宅1棟に利用したいものです。場所につきましては、帯織集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして4件、面積にして1,582㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、い

ずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第1調査部会長は自席へお戻り願います。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号 農政対策部会の結果報告について部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は、西代理の隣に着席願います。

農政対策部会長（12番大橋正臣委員）

それでは、農政対策部会の審議結果について報告をさせていただきます。

農政対策部会は、9月の総会で付託を受けました平成23年度三条市農林関係予算の要望を審議するため、去る10月14日と20日に会長、会長代理と農政対策部会の正副部会長で打合会議を行い、市長への要望項目を整理しました。

そして、10月20日午後2時から厚生福社会館第1集会室で農政対策部会を開催し、この付託案件を審議いたしました。

その結果、お手元に配付してあります報第2号の資料のとおり、10項目を精査し、市長に要望することといたしました。

皆さんから総会等で要望のあった事項につきましても、この10項目の中に織り込んでありますので、ごらんください。

この要望書につきましては、来る11月8日午前9時に大桃会長、西会長代理、農政対策部会の正副部会長3人、それに議会議員の森山委員、佐藤委員さんからもご同行いただき、計7名で市長に面会して提出する予定であります。

本年度は、異常高温等で生産米は2等比率が高く、農産物価格の下落に加え、資材も

高騰しており、農業経営が一段と厳しい状況となっておりますので、農業を活性化させるためにも生産調整に係る大豆、ソバ、加工用米などの戦略作物への三条市独自の柱となる支援を市長に強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、予算要望の内容審議中に、10月末の賃借料支払いに関連してお金が必要となる農家もあると思われるので、戸別所得補償制度の1反当たり1万5,000円のお金が出るまでのつなぎ資金の利子補給をJAと連携して市からも対応してもらう緊急要望書を別に提出するという決定がされ、まずは農林課長に大桃会長、西会長代理、佐々木農政対策部会長代理と私の4人が口頭で要望いたしました。

その他、農政対策部会では農地移動適正化あっせん事業について、農地の買受適格証明願書の買い受け人としての適格者であることの証明について、平成23年度農業委員の研修視察についてを議題としまして審議をいたしました。結果につきましては、配付してあります資料のとおりでございます。

以上で農政対策部会の報告を終わります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

では、しばらく休憩といたします。

（午前10時05分から午前10時25分まで休憩）

議長（大桃会長）

それでは、会議を再開いたします。

報告中にご質問がございましたらご発言をいただきたいと思っております。

ご発言がないようですので、農政対策部会の結果報告についてを終わります。

農政対策部会長は自席へお戻り願います。

議長（大桃会長）

続いて、報第3号から報第6号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（平岡事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告中にご質問がございましたらご発言を願います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

来月は、第2調査部会の担当で、11月25日木曜日、厚生福社会館第2集会室で午前9時より開催したいと思っておりますので、関係委員の出席をお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は11月30日火曜日午前9時30分から開催する予定になっております。

また、以前にもご案内しておりますが、11月30日の総会終了後、委員県内1日研修ということで燕市の株式会社きむら食品さんを視察研修させていただきます。午後1時に市役所前を出発いたしますので、全員のご出席をお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 3 番 ）

議事録署名委員（ 3 3 番 ）